

条 例 制 定 改 廃 調 書

条例改正に伴う新旧対照表

令和 4 年

奈良市議会 1 2 月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市個人情報の保護に関する法律施行条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）第 5 0 条及び第 5 1 条の規定による個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の一部改正	4 制定改廃の概要	1. 法の規定により条例で定めるべきとされている規定 (1) 開示請求に係る手数料等（第 6 条関係） 法第 8 9 条において、開示請求者から実費の範囲内において条例で定める額の手数料を徴収することとされており、現行条例では手数料は不徴収としているが、写しの作成及び送付に係る費用として実費負担の形で徴収していることから、現行条例と同様の規定をこの条例にも規定する。 2. 法の規定により条例で定めることが許容される規定 (1) 開示決定等の期限（第 4 条関係） 現行条例と同様、1 5 日以内とする。 3. 既存条例の廃止（附則第 2 項関係） (1) 奈良市個人情報保護条例（平成 2 1 年奈良市条例第 5 1 号） (2) 奈良市特定個人情報保護条例（平成 2 7 年奈良市条例第 3 0 号）
3 制定改廃の理由	・ 上記の法律改正に伴い、個人情報保護制度が全国的に共通ルール化されることから、現行の奈良市個人情報保護条例（平成 2 1 年奈良市条例第 5 1 号）及び奈良市特定個人情報保護条例（平成 2 7 年奈良市条例第 3 0 号）を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を定める法の施行条例を制定する必要があるため。		
5 施行期日	令和 5 年 4 月 1 日	所管部課	総務部 総務課

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例 新旧対照表（附則第15項による改正）

現行	改正案
（秘密保持及び個人情報の保護） 第7条 略 2 指定管理者は、公の施設の管理の業務を行うに当たっては、<u>奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第11条並びに奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）第12条及び第13条に規定する</u>ところにより個人情報（特定個人情報を含む。）を適切に管理しなければならない。	（秘密保持及び個人情報の保護） 第7条 略 2 指定管理者は、公の施設の管理の業務を行うに当たっては、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条</u>に規定するところにより個人情報（特定個人情報を含む。）を適切に管理しなければならない。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和４年経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号）	4 制定改廃の概要	1．建築計画概要書等の写し交付手数料の新設（別表関係） (1) 省令第１１条の３第１項各号に掲げる書類及び道路位置指定概要書の写しの交付手数料の額を、１件につき３００円として規定する。 2．低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の床面積の算定方法の改定（別表備考第１１項及び第１２項関係） (1) 一次エネルギー消費量基準の評価の算定から除くことができる」とされていた共同住宅の共用部分の床面積について、単位住戸の一次エネルギー消費量と合計して算出することが必須とされたことから、当該共同住宅の共用部分の床面積を除く規定を削る。
3 制定改廃の理由	・建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号。以下「省令」という。）に規定する閲覧書類及び道路位置指定概要書の写しの交付に係る費用について、奈良市情報公開条例施行規則（平成１９年奈良市規則第９１号）の規定による費用負担としてきたが、建築計画概要書等の検索システムを導入することに伴い、受益者負担の観点から、建築計画概要書等の写しの交付手数料を新設するもの。 ・建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進の観点から認定基準の改正が行われたことに伴い、共同住宅における低炭素建築物新築等計画の認定及び変更の認定に係る算定方法の改定を行うもの。		
5 施行期日	公布の日、令和５年４月１日	所管部課	都市整備部 建築指導課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
76の20	要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料	略	略	76の20	要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料	略	略
77	危険物の仮貯蔵等承認申請手数料	略	略	76の21	建築計画概要書等の写し交付手数料	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項各号に掲げる書類及び道路位置指定概要書の写しの交付	1件につき 300円
略	略	略	略	77	危険物の仮貯蔵等承認申請手数料	略	略
備考 1～10 略 11 第76の11項に規定する床面積は、建築物を建築する場合（次項に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次項に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次項に掲げる場合を除く。）において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積（当該建築物が共同住宅である場合におい				備考 1～10 略 11 第76の11項に規定する床面積は、建築物を建築する場合（次項に掲げる場合及び移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合（次項に掲げる場合を除く。）又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次項に掲げる場合を除く。）において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積			

現行		改正案	
	<u>て、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）</u>について算定する。 12 第76の13項に規定する床面積は、認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）（<u>当該建築物が共同住宅である場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能の評価に際し共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定していないときは、当該共用部分の床面積を除いた床面積）</u>）について算定する。 13～20 略		_____ _____ _____ _____について算定する。 12 第76の13項に規定する床面積は、認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又は建築物の低炭素化のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合において、当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）_____ _____ _____ _____ _____について算定する。 13～20 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 従来、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもとしていた子ども医療費の助成の対象を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに拡大する。（第1条による改正） 2. 従来、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもとしていた現物給付方式による子ども医療費等の助成の対象を、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに拡大する。（第1条による改正から第3条による改正まで）
3 制定改廃 の理由	・子ども医療費の助成の対象を拡大し、併せて現物給付方式による子ども医療費等の助成の対象を拡大するため所要の規定の整備を行おうとするもの。		
5 施行期日	公布の日、令和5年4月1日、令和5年6月1日	所管部課	子ども未来部 子ども育成課、福祉部 福祉医療課

奈良市子ども医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<u>（定義）</u> 第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 （2）乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 （助成の方法） 第3条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、当該子ども（乳幼児	<u>（定義）</u> 第1条の2 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 （助成の方法） 第3条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、当該子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。 3 略
）に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。 3 略	

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
（助成の方法） 第3条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、対象者（<u>6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。 3 略	（助成の方法） 第3条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、対象者（<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。 3 略

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
（助成の方法） 第3条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、対象者（<u>6歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。 3 略	（助成の方法） 第3条の2 略 2 前項の規定にかかわらず、対象者（<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。 3 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. センターの移転（第2条関係） センターの位置を奈良市杉ヶ町23番地に改める。 2. センターの事業の改正（第3条関係） センターの在り方の見直し及び指定管理者制度の導入に伴い、センターが実施する事業の改正を行う。 3. センターの開館時間及び休館日の改正（第3条の3、第3条の4関係） センターの開館時間を午前9時から午後9時までとするほか、休館日の改正を行う。 4. 指定管理者制度の導入（第3条の2、第4条、第5条、第13条関係） 指定管理者制度の導入に伴い、所要の改正を行う。 5. 使用料に関する規定（別表関係） センターの移転に伴い、施設等の使用料について改定を行う。
3 制定改廃 の理由	・男女共同参画センター（以下「センター」という。）の在り方を見直し、男女共同参画に関する講座等の開催及び啓発に関する事業等は、本市の職員が継続して行うこととするとともに、センターについては情報の収集及び提供並びに団体、グループ等の活動の支援及び交流の場の提供に関する事業を中心に行うこととし、センターを移転して指定管理者制度を導入するほか、施設の使用料を改定するもの。		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	市民部 共生社会推進課

奈良市男女共同参画センター条例 新旧対照表

現行	改正案								
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>奈良市男女共同参画センター</td><td>奈良市西之阪町12番地</td></tr></table> (事業等) 第3条 センターにおいては、男女共同参画に関する次に掲げる事業を行う。 (1) <u>講座等の開催及び啓発に関すること。</u> (2) <u>相談に関すること。</u> (3) <u>情報の収集及び提供に関すること。</u> (4) <u>調査研究に関すること。</u> (5) <u>団体、グループ等の活動の支援及び交流の場の提供に関すること。</u> (6) <u>その他センターの設置目的を達成するために必要な事業</u> 2 略	名称	位置	奈良市男女共同参画センター	奈良市西之阪町12番地	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>奈良市男女共同参画センター</td><td>奈良市杉ヶ町23番地</td></tr></table> (事業等) 第3条 センターにおいては、男女共同参画に関する次に掲げる事業を行う。 (1) <u>情報の収集及び提供に関すること。</u> (2) <u>団体、グループ等の活動の支援及び交流の場の提供に関すること。</u> (3) <u>その他センターの設置目的を達成するために必要な事業</u> 2 略 <u>(指定管理者)</u> 第3条の2 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</u> (1) <u>前条第1項に規定する事業の実施に関すること。</u> (2) <u>センターの使用承認及び使用制限に関すること。</u> (3) <u>センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。</u> (4) <u>その他市長が定めること。</u> 2 <u>指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。</u> <u>(開館時間)</u>	名称	位置	奈良市男女共同参画センター	奈良市杉ヶ町23番地
名称	位置								
奈良市男女共同参画センター	奈良市西之阪町12番地								
名称	位置								
奈良市男女共同参画センター	奈良市杉ヶ町23番地								

現行	改正案
(使用の承認) 第4条 センターのうち別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。 2 <u>市長</u>は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。 3 <u>市長</u>は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。 (1) 略 (2) <u>施設又は附属設備（以下「施設等」という。）をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。</u> (3) 略 (使用承認の変更等) 第5条 <u>市長</u>は、次のいずれかに該当するとき、センターの使用の	第3条の3 <u>センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</u> <u>(休館日)</u> 第3条の4 <u>センターの休館日は、次のとおりとする。</u> (1) <u>月曜日</u> (2) <u>国民の祝日（月曜日に当たるときは、その翌日）</u> (3) <u>その前日及び翌日が国民の祝日である日（日曜日、月曜日又は火曜日に当たる日を除く。）</u> (4) <u>12月27日から翌年1月5日まで</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</u> (使用の承認) 第4条 センターのうち別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。 2 <u>指定管理者</u>は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。 3 <u>指定管理者</u>は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしてはならない。 (1) 略 (2) <u>施設等を毀損</u>し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 略 (使用承認の変更等) 第5条 <u>指定管理者</u>は、次のいずれかに該当するとき、センターの使用の

現行	改正案																																		
条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上<u>市長</u>が特に必要と認めたとき。 2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市_____は賠償の責めを負わない。 (損害賠償) 第10条 センターを<u>利用</u>する者は、施設等を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 2 略 (行為の禁止) 第12条 センターを<u>利用</u>する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 施設等又は展示物を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失すること。 (2)～(7) 略 (入場の禁止等) 第13条 <u>市長</u>は、次のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。 (1)・(2) 略 <u>別表(第4条・第6条関係)</u> 1 <u>会議室、大会議室及びプレイルーム使用料</u> <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>午前・午後</th><th>午後・夜間</th><th rowspan="3">全日</th></tr><tr><th>9:00～</th><th>13:00～</th><th>17:30～</th><th>9:00～</th><th>13:00～</th></tr><tr><th>12:30</th><th>17:00</th><th>21:00</th><th>17:00</th><th>21:00</th></tr></table>	区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	9:00～	13:00～	17:30～	9:00～	13:00～	12:30	17:00	21:00	17:00	21:00	条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上<u>指定管理者</u>が特に必要と認めたとき。 2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市<u>及び指定管理者</u>は賠償の責めを負わない。 (損害賠償) 第10条 センターを<u>使用</u>する者は、施設等を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 2 略 (行為の禁止) 第12条 センターを<u>使用</u>する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 施設等又は展示物を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失すること。 (2)～(7) 略 (入場の禁止等) 第13条 <u>指定管理者</u>は、次のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。 (1)・(2) 略 <u>別表(第4条・第6条関係)</u> <u>会議室使用料</u> <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>午前・午後</th><th>午後・夜間</th><th rowspan="3">全日</th></tr><tr><th>9:00～</th><th>13:00～</th><th>18:00～</th><th>9:00～</th><th>13:00～</th></tr><tr><th>12:00</th><th>17:00</th><th>21:00</th><th>17:00</th><th>21:00</th></tr></table>	区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	9:00～	13:00～	18:00～	9:00～	13:00～	12:00	17:00	21:00	17:00	21:00
区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間		全日																											
		9:00～	13:00～	17:30～	9:00～	13:00～																													
	12:30	17:00	21:00	17:00	21:00																														
区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日																													
	9:00～	13:00～	18:00～	9:00～	13:00～																														
	12:00	17:00	21:00	17:00	21:00																														

現行						
会議室 1	円 500	円 600	円 500	円 1,100	円 1,100	円 1,600
会議室 2	600	700	600	1,300	1,300	1,900
会議室 3	300	400	300	700	700	1,000
大会議室	1,800	2,000	1,800	3,800	3,800	5,600
プレイルーム	400	500	400	900	900	1,300
2 調理室使用料						
区分	午前		午後			
調理室	700円		700円			
備考 1 午前の使用時間は、9時から14時までのうちの任意の4時間とする。						
2 午後の使用時間は、15時から20時までのうちの任意の4時間とする。						
3 附属設備及びその使用料						
市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額						

改正案							
会議室	独占使用	円 900	円 1,200	円 900	円 2,100	円 2,100	円 3,000
	部分使用	450	600	450	1,050	1,050	1,500
備考							
1 「部分使用」とは、床面積の2分の1以下を使用する場合をいう。							
2 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、独占使用については300円、部分使用については150円とする。							
3 指定管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、使用時間の区分を分割して使用することができる。この場合における使用料は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき、独占使用については300円、部分使用については150円とする。							
4 使用者の過半数が次に掲げる者以外の者である場合の使用料は、規定の使用料の額の2倍に相当する額とする。							
(1) 市内に住所を有する者							
(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者							
(3) 市内に存する学校に在学する者							

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防団条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項について（令和元年12月13日付消防地第288号消防庁長官通知） ・消防団員の確保等に向けた取組について（令和2年12月15日付消防地第399号消防庁長官通知） ・消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官通知）	4 制定改廃の概要	1. 消防団員の定数を、従来の1,030人から1,230人に増員する。（第3条関係） 2. 消防団員が災害や訓練等に出動したときに出動報酬が支給される旨規定する。（第13条、第14条関係） 3. 1回当たりの費用弁償額を1日当たりの出動報酬額に改正し、出動種別に人命捜索を追加し出動報酬額の改定を行う。（別表第2関係）
3 制定改廃の理由	・地域支援消防分団を創設することに伴い消防団員の定員を増員するほか、報酬を改定し、消防団員の処遇を改善しようとするもの。		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	消防局 総務課

奈良市消防団条例 新旧対照表

現行	改正案
(定員) 第3条 団員の定員は、<u>1,030人</u>とする。 2・3 略 (服務規律) 第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。 ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u> _____の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに 従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。 第11条 略 第12条 団員は、次の事項を守らなければならない。 (1) 住民に対し常に<u>水火災その他の災害</u>の予防及び警戒心の喚起に努 め、災害に際しては、全力を挙げてこれに当たる心構えを持つこと。 (2)～(5) 略 (報酬) 第13条 基本団員の報酬は、別表第1に定める額とする。 2～4 略 (費用弁償) 第14条 団員が<u>水火災、訓練等</u>に出動したときは、別表第2に定める額を費 用弁償として支給する。 2 _____ 団員がその職務のために旅行したときは、職員等の旅費に関する条 例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員が同条例の規定 に基づき受けるべき旅費相当額を費用弁償として支給する。 (報酬及び費用弁償の支給時期)	(定員) 第3条 団員の定員は、<u>1,230人</u>とする。 2・3 略 (服務規律) 第10条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。 ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災、地震等の災害を いう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに 従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。 第11条 略 第12条 団員は、次の事項を守らなければならない。 (1) 住民に対し常に<u>災害</u>_____の予防及び警戒心の喚起に努 め、災害に際しては、全力を挙げてこれに当たる心構えを持つこと。 (2)～(5) 略 (報酬) 第13条 基本団員の報酬は、別表第1に定める額とする。 2～4 略 5 <u>団員が災害、訓練等に出動したときは、別表第2に定める額を出動報酬 として支給する。</u> (費用弁償) 第14条 団員がその職務のために旅行したときは、職員等の旅費に関する条 例（昭和27年奈良市条例第3号）別表第3項に掲げる職員が同条例の規定 に基づき受けるべき旅費相当額を費用弁償として支給する。 (報酬及び費用弁償の支給時期)

現行	改正案																														
第15条 団員の報酬及び費用弁償は、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの2期に区分し、それぞれの期間分を、当該期間の終了する日の属する月の翌月に支給する。ただし、前条第2項に定める費用弁償については、その旅行の都度支給する。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、その支給時期を繰り上げ、又は繰り下げることができる。 別表第2（第14条関係） <table><tr><th colspan="2">出動時費用弁償額</th></tr><tr><th>出動種別</th><th>1回当たりの費用弁償額（円）</th></tr><tr><td>水火災</td><td>4,000</td></tr><tr><td>警戒</td><td>3,000</td></tr><tr><td>訓練</td><td>2,500</td></tr><tr><td>機械器具点検</td><td>2,000</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,000</td></tr></table> 備考 1回の出動時間が引き続き4時間を超えるときは、4時間に達するごとに1回とする。	出動時費用弁償額		出動種別	1回当たりの費用弁償額（円）	水火災	4,000	警戒	3,000	訓練	2,500	機械器具点検	2,000	その他	2,000	第15条 団員の報酬_____は、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの2期に区分し、それぞれの期間分を、当該期間の終了する日の属する月の翌月に支給する。 2 費用弁償は、その旅行の都度支給する。 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、その支給時期を繰り上げ、又は繰り下げることができる。 別表第2（第13条関係） <table><tr><th colspan="2">出動報酬額</th></tr><tr><th>出動種別</th><th>1日当たりの出動報酬額（円）</th></tr><tr><td>災害</td><td>8,000</td></tr><tr><td>人命搜索</td><td>8,000</td></tr><tr><td>警戒</td><td>6,000</td></tr><tr><td>訓練</td><td>5,000</td></tr><tr><td>機械器具点検</td><td>4,000</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,000</td></tr></table> 備考 1日の出動時間が4時間未満のときの出動報酬額は、1日当たりの出動報酬額に2分の1を乗じて得た額とする。	出動報酬額		出動種別	1日当たりの出動報酬額（円）	災害	8,000	人命搜索	8,000	警戒	6,000	訓練	5,000	機械器具点検	4,000	その他	4,000
出動時費用弁償額																															
出動種別	1回当たりの費用弁償額（円）																														
水火災	4,000																														
警戒	3,000																														
訓練	2,500																														
機械器具点検	2,000																														
その他	2,000																														
出動報酬額																															
出動種別	1日当たりの出動報酬額（円）																														
災害	8,000																														
人命搜索	8,000																														
警戒	6,000																														
訓練	5,000																														
機械器具点検	4,000																														
その他	4,000																														

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 一条高等学校入学料の徴収に関し、口座振替の方法によることを可能とするための規定を加える。（第3条関係）
3 制定改廃 の理由	・一条高等学校の入学金に関して、現在、入学日から10日以内に支払をすることになっているが、金融機関等で納付書による支払をする必要があるため、保護者への負担が生じている。これを解消するため、教育委員会が指定する日までに口座振替の方法により納入することとするもの。		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	教育部 一条高等学校事務室

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(授業料等の納付) 第3条 略 2 各期 における授業料は、教育委員会が指定する日までに納付 しなければならない。 3 入学料は、入学の日から10日以内に納付しなければならない。 4 略	(授業料等の納付) 第3条 略 2 入学料及び各期 における授業料は、教育委員会が指定する日までに納付 しなければならない。 3 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市公民館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 生涯学習センターの施設について、次のとおり設置廃止する。（別表関係） (1) 会議室を設置する。料金体系は次に掲げるとおりとする。 ア 午前 1, 140円 イ 午後 1, 520円 ウ 夜間 1, 140円 (2) ビデオ編集室を廃止する。
3 制定改廃 の理由	・生涯学習センターの施設について、有効利用を促進し、利用者の便に供するため。		
5 施行期日	令和5年4月1日	所管部課	教育部 地域教育課

奈良市公民館条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表（第8条の2関係）					別表（第8条の2関係）				
1 施設及びその使用料					1 施設及びその使用料				
区分		午前	午後	夜間	区分		午前	午後	夜間
		9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：00			9：00～12：00	13：00～17：00	18：00～21：00
生涯学習センター	略	円 略	円 略	円 略	生涯学習センター	略	円 略	円 略	円 略
	ビデオ編集室	330	440	330		会議室	1,140	1,520	1,140
	略	略	略	略		略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略					備考 略				
2 附属設備及びその使用料 略					2 附属設備及びその使用料 略				